

第5期北九州市障害福祉計画・第1期北九州市障害児福祉計画の
目標等の管理シート

担当部局

保健福祉局 障害福祉部

成果目標

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

計画(P)
↓
実施(D)

目標値

1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実について

○令和2年度までの目標

既存の児童発達支援センターの適切な運営に引き続き取り組むとともに、令和2年度末までに、保育所等訪問支援の対象を乳児院・児童養護施設の障害のある子どもに拡大し、これを含めた利用児童数等の増加を目標とする。

【目標設定の考え方】

本市では、児童発達支援センターは7箇所設置済みであり、国が示す成果目標を達成していることから、設置数に関する新たな目標設定は設けず、既存の事業所の適切な運営に引き続き取り組むこととする。

保育所等訪問支援については、平成30年度の国の制度改正により、新たに乳児院・児童養護施設が追加される。

これらを踏まえて、障害のある子どもへの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターが実施している保育所等訪問支援をより充実させる必要があると考え、対象となる施設を拡大するとともに利用児童数等の増加に向けて取り組むことを本市の目標に設定。

2 主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について

○令和2年度までの目標

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の適切な運営に引き続き取り組むとともに、医療型児童発達支援事業所の新規開設を支援する。

また、重度の障害等により外出が著しく困難な在宅の障害のある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスの充実を図ることを目標とする。（居宅訪問型児童発達支援）

【目標設定の考え方】

本市には、重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が26箇所（児童発達支援9、放課後等デイサービス17）あり、国が示す成果目標を達成していることから、設置数に関する新たな目標設定は設けず、既存の事業所の適切な運営に引き続き取り組むこととする。

医療型児童発達支援は、現在のところ本市に開設事業所はないが、医療的ケア児等の利用ニーズがあることを勘案し、サービスの新設を支援する。

さらに、重度の障害等により外出が著しく困難な障害のある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスの充実を図ることを、本市の目標とする。

3 医療的ケア児支援の対応について

○令和2年度までの目標

平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを目標とします。

また、医療的ケア児支援に関連する関係機関等との連携を促進することにより、児童発達支援事業等の充実を図ることを目標とする。

【目標設定の考え方】

医療的ケア児がそれぞれの地域で適切な支援を受けられるよう、先般の児童福祉法改正において、「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連携調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されたため、本市においても、新たに取り組むこととした。

さらに、医療的ケア児支援に関する新たな事業（居宅訪問型児童発達支援、医療的ケア児等コーディネーター養成）を実施することで、利用者の拡大やサービス提供者の技術向上等を図り、医療的ケア児の支援に係る各種サービスの充実を図ることを目標とした。

			H30	R1	R2
児童発達支援	利用児童数	見込	692人	733人	776人
		実績	597人	624人	660人
	利用日数	見込	8,866人日	9,397人日	9,960人日
		実績	7,742人日	8,004人日	8,304人日
医療型児童発達支援	利用人数	見込	0人	5人	10人
		実績	0人	0人	0人
	利用日数	見込	0人日	20人日	40人日
		実績	0人日	0人日	0人
放課後等 デイサービス	利用児童数	見込	2,390人	3,035人	3,854人
		実績	1,618人	1,850人	1,982人
	利用日数	見込	29,436人日	37,383人日	47,476人日
		実績	24,669人日	27,968人日	30,694人日
保育所等 訪問支援	利用児童数	見込	71人	76人	82人
		実績	60人	56人	46人
	利用日数	見込	75人日	81人日	87人日
		実績	65人日	61人日	50人日
居宅訪問型 児童発達支援	利用児童数	見込	0人	3人	6人
		実績	0人	0人	1人
	利用日数	見込	0人日	12人日	24人日
		実績	0人日	0人日	1人日
福祉型 障害児 入所施設	利用児童数	見込	66人	66人	66人
		実績	63人	60人	59人
医療型 障害児 入所施設	利用児童数	見込	28人	31人	34人
		実績	31人	36人	32人
医療児ケアに対する 関連分野の支援を調整する コーディネーター	配置人数	見込	1人	2人	3人
		実績	0人	0人	0人

評価(C) ↓ 改善(A)	H30年度	<p>評価(C) 【目標等を踏まえた評価、改善方策】</p> <p>① 平成30年の障害福祉サービスの報酬改定により、保育所等訪問支援の支援対象が乳児院や児童養護施設に入所している障害のある子どもにも拡大されており、その趣旨に沿って対応するようにしている。</p> <p>② 平成30年度末の時点において、居宅訪問型児童発達支援事業所はまだないが、事業所を対象として毎年実施している集団指導の際には、当該事業の趣旨等について説明をし、理解を求めている。</p> <p>他方、補完的な役割を果たす事業としては、市の委託事業「障害児等療育支援事業」において実施している「訪問療育支援事業」（在宅障害児の家庭、拠点地域等への訪問により相談、指導を行うもの）があり、その中で在宅の重度障害児への支援は適宜実施している。</p> <p>③ 平成30年度に北九州市医師会に「小児在宅医療検討部会」が設置され、行政と医師会との間で医療的ケア児に関する情報交換を適宜行う場ができた。また、庁内においても、関係局（教育委員会、子ども家庭局、保健福祉局）間で情報交換する場を設けている。</p> <p>今後は、市内の医療的ケア児数の把握に努めるとともに、医療関係者、事業所、訪問看護ステーションなどの様々な職種が連携して医療的ケア児を支えていくための「ヨコのつながり」づくりや、ガイドラインの策定などにも取り組んでいく予定である。</p>
		<p>協議会等意見 【評価等に対する意見】</p> <p>特になし</p>
		<p>改善(A) 【次年度における取組等】</p> <p>主に重症心身障害のある子どもを支援する障害児通所・入所支援事業所の確保や児童発達支援センターの適切な運営のため、事業所に対する助言、指導を行います。</p> <p>併せて、医療型児童発達支援事業及び居宅訪問型児童発達支援事業の新規開設の支援を行います。</p> <p>また、国に対して、事業所の運営体制に配慮した報酬の引き上げ等の要望を行います。</p> <p>医療的ケア児支援について、引き続き医療関係者、事業所、訪問看護ステーション等の職種との「ヨコのつながり」づくりに努めます。また、医療的ケア児が抱える具体的な課題（災害・就学など）を整理した上で、支援の充実に努めていきます。</p>
評価(C) ↓ 改善(A)	R1年度	<p>評価(C) 【目標等を踏まえた評価、改善方策】</p> <p>1 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実について 児童発達支援センターは、着実に利用者が増加しており、今後も継続して適切な運営に努めていく。</p> <p>また、保育所等訪問支援は一定数のニーズがあるため、今後も障害のある子どもが適切に利用できるよう情報提供を行っていく。</p> <p>2 重症心身障害児に対する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について 令和2年6月現在、医療型児童発達支援事業所及び居宅訪問型児童発達支援事業所はないが、集団指導の際には、制度や報酬等に関する情報提供を行っている。なお、今年度は新たに居宅訪問型児童発達支援事業所の新規指定に向け、支援を行う。</p>

			<p>3 医療的ケア児支援の対応について</p> <p>令和元年度、北九州地域医療的ケア児支援協議会及びネットワーク連絡会を3回実施し、行政・医療・福祉間で医療的ケア児に関する情報交換を行った。また、庁内においても、関係局（教育委員会、子ども家庭局、保健福祉局）間で情報交換する場を設けている。</p> <p>今後も継続して、市内の医療的ケア児数の把握に努めるとともに、医療関係者、事業所、訪問看護ステーションなどの様々な職種が連携して医療的ケア児を支えていくための「ヨコのつながり」づくりや、ガイドラインの策定などにも取り組んでいく。</p>
		協議会等意見【評価等に対する意見】	特になし
		改善(A)【次年度における取組等】	<p>主に重症心身障害のある子どもを支援する障害児通所・入所支援事業所の確保や児童発達支援センターの適切な運営のため、事業所に対する助言、指導を行います。</p> <p>併せて、居宅訪問型児童発達支援事業の新規開設の支援を行います。</p> <p>また、国に対して、事業所の運営体制に配慮した報酬の引き上げ等の要望を行います。</p> <p>医療的ケア児支援について、引き続き医療関係者、事業所、訪問看護ステーション等の職種との「ヨコのつながり」づくりに努めます。また、医療的ケア児のライフステージに応じた相談支援の充実に努めていきます。</p>
評価(C) ↓ 改善(A)	R2年度	<p>評価(C)【目標等を踏まえた評価、改善方策】</p>	<p>1 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点から、緊急事態宣言期間中は、児童発達支援事業（児童発達支援センターを含む）や保育所等訪問支援の利用日数が、前年度に比べて減少しました。</p> <p>しかしながら、緊急事態宣言解除後には、前年度に比べ、利用日数が増加傾向にあることから、今後も継続して適切な運営に努めていきます。</p> <p>2 重症心身障害児に対する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について</p> <p>居宅訪問型児童発達支援事業所にかかる制度や報酬等に関する情報提供や支援を行った結果、令和2年度には事業所が1か所開設しています。今後も引き続き、集団指導の際には、制度や報酬等に関する情報提供を行っていきます。</p> <p>3 医療的ケアを必要とする子どもへの支援の対応について</p> <p>令和2年度においても、北九州地域医療的ケア児支援協議会を開催し、行政・医療・福祉間で医療的ケアを必要とする子どもに関する情報交換を行いました。</p> <p>また、協議会での議論を踏まえ、令和2年10月からは、在宅で医療的ケアを受ける子どもの看護や介護を行う家族の負担軽減を図るために、「医療的ケア児在宅レスパイト事業」を開始しています。</p> <p>さらに、医療的ケアを必要とする子どもや家族が地域生活を送る上の課題の一つとなっている「災害時個別支援計画」の作成に向け、現在、関係機関と連携して取り組んでいます。</p>

		協議会 等意見 【評価等 に対する 意見】	<p>特になし</p>
		改善 (A) 【次年度 における 取組等】	<p>重症心身障害のある子どもを支援する障害児通所・入所支援事業所の確保や児童発達支援センターの適切な運営のため、事業所に対する助言、指導を行います。</p> <p>また、引き続き、居宅訪問型児童発達支援事業の新規開設の支援を行います。</p> <p>医療的ケア児支援では、北九州地域医療的ケア児支援協議会において議論を行いながら、引き続き、医療的ケア児とその家族が地域で安心して暮らせる環境づくりを進めていきます。</p>